

# サブスクリプション契約約款 新旧対照表

2022年10月3日

技研商事インターナショナル株式会社

2022年10月3日付で、「サブスクリプション契約約款」を以下の通り改定いたします。

改正前	改正後
<p>(前文)</p> <p>本サブスクリプション契約約款（以下、「本約款」といいます。）は、技研商事インターナショナル株式会社（以下、「弊社」といいます。）が提供するソフトウェア（以下、「本製品」といいます。）の使用者（以下「お客様」といいます。）との間のサブスクリプション契約に適用されます。</p>	<p>(前文)</p> <p>本サブスクリプション契約約款（以下、「本約款」といいます。）は、技研商事インターナショナル株式会社（以下、「弊社」といいます。）が提供するソフトウェア（以下、「本製品」といいます。）の使用者（以下「お客様」といいます。）との間のサブスクリプション契約（以下、「本契約」といいます。）に適用されます。</p>
<p>第2条（略）</p> <p>3. 弊社がお客様に対し利用終了日の2カ月前に当該期間終了の通知を行い、1カ月前までにお客様より各取引終了の意思表示が無い限り、各取引はさらに1年間更新され、以後も同様とします。</p>	<p>第2条（略）</p> <p>3. 弊社がお客様に対し利用終了日の2カ月前に当該期間終了の通知を行い、1カ月前までにお客様より各取引終了の意思表示が無い限り、各取引はさらに1年間更新され、以後も同様とします。<u>ただし、対象製品の利用期間が6ヶ月未満の場合、利用終了日の20日前までにお客様より各取引終了の意思表示が無い限り、各取引はさらに1年間更新され、以後も同様とします。</u></p>

以上